

## 使用料・手数料の基本方針策定に係る変更点

※平成 24 年 6 月に策定した基本方針からの変更点

頁	項目	変更前	変更後
		変更の理由	
1	名称・レイアウトの変更	使用料・手数料の <b>見直し</b> 基本方針	使用料・手数料 <b>算定</b> の基本方針
		平成24年度の行革で策定された「見直し基本方針」の考え方を継承しつつも、名称を「算定の基本方針」と改め、使用料・手数料を新設する場合にも対応するようにした。 また、レイアウトも大きく変更した。	
2	【共通】 見直しの対象とする使用料・手数料	<b>記載なし</b>	<b>全ての公共施設や手続きを見直しの対象とする。</b> <b>ただし、法令等に定めがある場合等は除外する。</b>
		見直しを行う範囲が記載されていなかったため、見直しの対象とする使用料・手数料について記載した。	
3	【共通】 原価の基本的な考え方	<b>直近の決算額</b>	<b>直近3か年度の決算額の平均</b>
		各費用の算定は、より平均的な金額を算出するため、原則として直近3か年度の決算額の平均によるものとする。	
5	【使用料】 施設の性質別分類と負担割合の明確化	第3分類（選択的・市場的施設）の受益者負担率 <b>100%</b>	第3分類（選択的・市場的施設）の受益者負担率 <b>75%</b>
		全て受益者負担とすべき施設については、「2 見直しに対象とする使用料・手数料」の工やオに分類される施設であると想定され、使用料の見直しではなく施設のあり方自体を検討すべきである場合や、施設が設置された背景等を踏まえると一部公費負担とするのが妥当な施設である場合が想定されるため見直しを行う。	
5	【使用料】 市外者が利用する場合の使用料	<b>記載なし</b>	<b>市内者料金の原則2倍</b> <b>※近隣自治体等の類似施設や市外者の利用実態等により2倍以上の設定も可</b>
		市の施設は、市民の財産であり、管理運営に市税が充てられていることから、市外者が利用した場合の使用料について記載した。 近隣自治体等の類似施設との均衡を図る必要がある場合や、市外者の利用実態等を分析し2倍以上の料金を設定することも可能とした。	

頁	項目	変更前	変更後
		変更の理由	
6	【使用料】 営利目的の場合の使用料	記載なし	受益者負担は100%とし、各施設の事情を勘案し、割増料金を設定できることとする。
		営利目的の場合の使用料を明記した。	
6	【使用料】 利用料金制を導入している指定管理施設の取扱い	記載なし	原則として、指定期間中は現行料金のみとし、協定の更新時にあわせて利用料金を見直しを行う。
		既に指定管理者と基本協定を締結し、指定期間中の施設については、料金改定により指定管理者に不利益が生じるおそれがあるため、原則として、指定期間中は現行料金のみとし、協定の更新時にあわせて利用料金を見直しを行う。	
6	【使用料】 減免規定の見直し	詳細、具体的に記載あり	全施設共通基準及び各施設の個別適用基準を総括的に記載
		減額、免除については、施設の設置目的や性質、利用者の負担の公平性等を考慮する必要があることから、変更後の基本方針では、個別具体的ではなく、概括的な基準の統一とした。	
8	【手数料】 受益者負担率	記載なし	受益者負担を 100%
		使用料に係る受益者負担率については記載があったが、手数料については記載がなかったため。 手数料は、特定の者の便益の用に供するサービスの対価であることから、その経費は受益者が原則 100%負担する旨を追記した。	
8	【手数料】 同種事務に対する手数料の統一化	記載なし	複数課において、同種の事務を取り扱う場合は、料金を統一する。
		同種の事務を取り扱う場合について記載した。	
9	【共通】 定期的な見直し	原則 3年ごとに見直しを行う	原則 5年ごとに見直しを行う
		社会情勢の変化に対応しつつ、事務負担を考慮し5年ごとに改める。	
10	【共通】 市の取組	記載なし	経費削減と施設利用者の増加に取り組む
		サービス提供に要する経費は、使用料・手数料算定の基礎となるため、経費削減と施設利用者の増加に努めることを記載した。	